

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

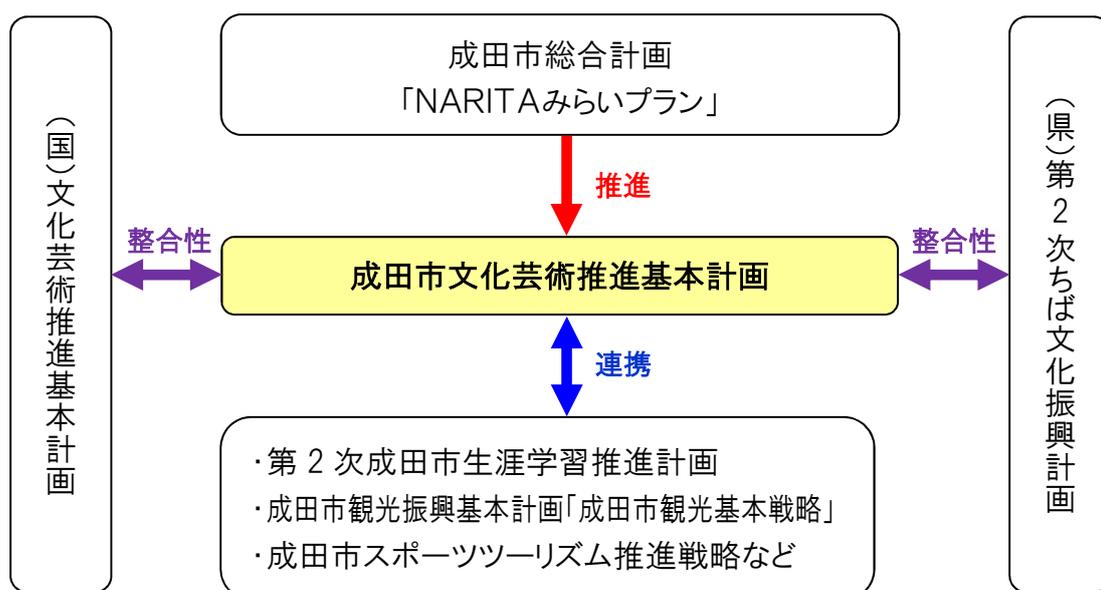
文化芸術は、市民がゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠かせないものです。

また、近年では少子高齢化・グローバル化の進展など文化芸術を取り巻く環境も大きく変化し、地域振興、観光・産業振興、国際交流などとの連携を視野に入れた総合的な文化芸術振興施策の展開が求められています。

そうした中、2020(令和 2)年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典とも言われており、日本の空の玄関である成田国際空港を擁する本市にとって、文化芸術を活用した魅力発信を行う絶好の機会であるとともに、地域への誇りと愛着を醸成する機会でもあることから、今後の文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や指針を示した文化芸術推進基本計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

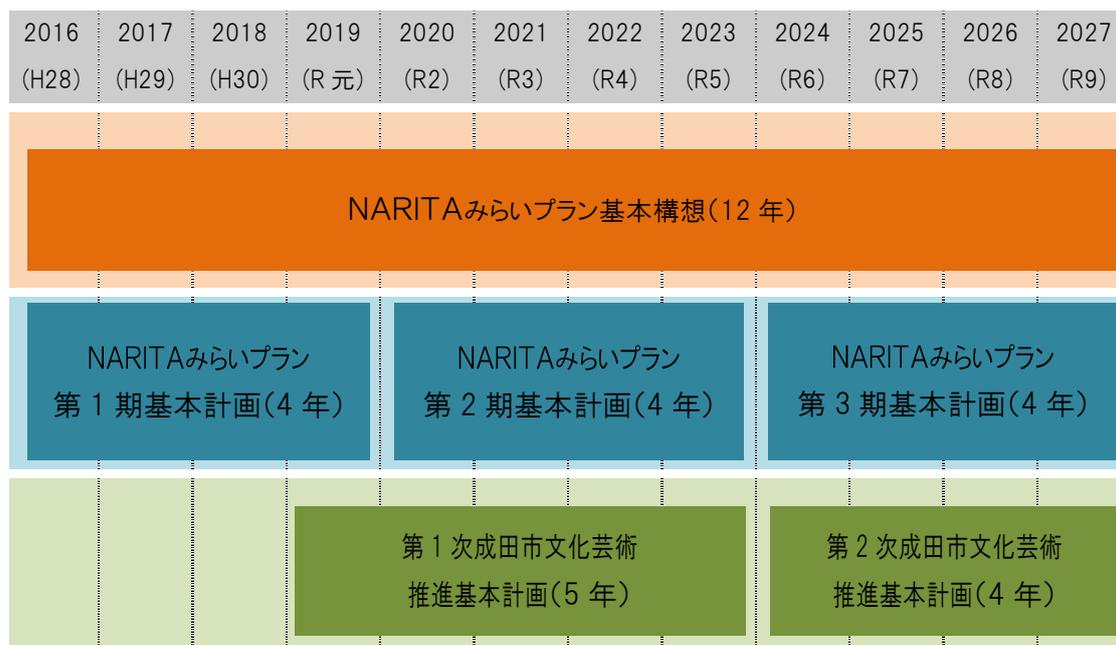
本計画は、成田市総合計画「NARITAみらいプラン」を上位計画とし、国の「文化芸術推進基本計画」や県の「第2次ちば文化振興計画」が示す方向性を踏まえ、「第2次成田市生涯学習推進計画」や成田市観光振興基本計画「成田市観光基本戦略」などの各種計画と相互に連携しながら推進するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、2019(令和元)年度から2023(令和5)年度までの5年間とします。

ただし、本市を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。



4 文化芸術の範囲

本計画では、文化芸術基本法に規定されたもののうち、次の文化芸術を対象とします。

- ・ 芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(メディア芸術を除く。))
- ・ メディア芸術(映画、漫画、アニメーション、コンピューターその他の電子機器等を利用した芸術)
- ・ 伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能)
- ・ 芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。))
- ・ 生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)
- ・ 国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)
- ・ 出版物等(出版物及びレコード等)
- ・ 文化財等(有形及び無形の文化財並びにその保存技術)
- ・ 郷土芸能(地域固有の伝統芸能及び民俗芸能)